



毎月一回一日発行  
昭和40年2月20日  
第三種郵便物認可

12-1996

## 意外に安定？ 橋本新政権 新進騒動は党分裂含みに

岸田 郁弘

(時事通信政治部長)



十月二十日の総選挙は、有権者が実に絶妙、見事なバランス感覚を示した。自民党は過半数が取れず、連立工作に汗を流している。一方の新進党は寄合所帯の弱点、さらには小沢党首の資質の問題もあって、公示前の議席さえ確保できず騒動が起こった。選挙後は悲喜こもこも、敗れたところでは責任問題が吹き出すなど、相変わらず政治家の権力争いはすさまじい。その権力争いの内幕をみてみたい。

### 自民単独、少数与党政権で

選挙前は自民党が単独過半数かそれに近い議席を得るだろうということで、十月二十九日には特別国会が召集され、その日のうちに首相指名、第二次橋本内閣発足と見られていた。それが二百三

十九議席だったので、当面連立をせざるを得ない。二十九日がだめだと日程上十一月七日が最短になる。

どういう形の政権になると、十一月七日午後には衆議院本会議で橋本首相が指名され、新政権が発足する。自民党は投票日に先立つ十月十七、八の両日、党首脳を中心に社民、さきがけ両党に對する連立参画工作と、新進党の熊谷元官房長官を中心とするグループに對する引き抜き工作を始めていた。

梶山官房長官は選挙直後には、さきがけはもちろん、社民党も結局連立に加わると高をくくっていた。しかしその梶山さんもしばらくして、少数与党、自民党単独政権でも構わないとコロッと変

わった。私たちも当初、社民党は政権のうま味を味わっているので、連立から離れることはないだろうと見ていたが、社民党の動きを見てみると閣外協力しかない、見方を改めざるを得ない。伊藤茂幹事長は、選挙直後には連立継続は当然との立場から、いかにして土井党首を説得しようかと考えていたが、最近言い方が変わった。いわく「土井さんは鉄板のように堅くなってきた」と。連立に積極的だった伊藤さんも土井さんの姿勢が固いため、弱気のムシが頭をもたげている。それもこれも参議院がどう動くかが社民党の場合のポイントだが、これまで連立派と見られ、またそういう言動をしていた人達が、かなりの数、連立に否定的で、新政権に協力しても閣外協力までというふうに変わっている。

新政権発足を前にした自民、社民、さきがけ三党による政策協議では、自民党はあらん限りの誠意を示すと思う。企業献金などの重要なテーマで合意が成立しなくても、どれだけの誠意を示すか、どれだけ相手の言うことを聞くかという努力の跡を残すことがこれからの参院対策、十一月末からの臨時国会、通常国会を乗り切るための重要な布石になる。

自民党が単独、少数与党政権でスタートしても首相指名には何ら問題はない。自民党二百三十九プラス無所属議員が数人、首相指名に限れば社民党も賛成だろうし、さきがけの二人も「橋本龍太郎」と書くだろう。特別国会召集までに新進党か

ら数人が出てきて、自民党には加わらないにしても「橋本龍太郎」と書く。したがって、橋本さんが首相に指名されるのは間違いない。

#### 細川分党論の狙い

選挙後に新聞、テレビで一番関心を集めたのが新進党の大山鳴動、ねずみ一匹騒動だった。これは現在でも分らない点がある。例えば細川さんが分党論を持ち出したが、あれは誰が細川さんに言わたのか。細川さんが分党論を出した本場の狙いはどこにあるのか。創価学会・秋谷会長が今はまとまって行くべきだとブレーキを掛けたのが細川さんの腰が砕けた大きな原因だが、創価学会はどうして分党論に賛成しなかったのか。今の時点で振り返って見ても大きな疑問が三つも四つもある。十分な説明はできないが、それぞれについて分析、解析はあるが、それでも納得できない部分が多い。

まず第一は誰が細川さんに分党論を言わたのか。読売新聞によると、元公明党書記長の市川雄一さんと相談したとなっているが、細川さんと市川さんが結んで分党論が出てきたという情報源は、実はわれわれがつかんでいるところでは小沢さんの側近だ。小沢さんの側近の話はバイアスも掛っていて、必ずしも信じ難いところがある。確かに細川さん自身、雑誌で分党論構想を出したことはあるが、それを選挙直後の二十一日の段階でぶつけるべしと作戦を立てて戦略的にやらせたとしたら、よほど政局を読める参謀がいたのか、そ

の参謀は誰なのかは正直、分からないのが実情だ。

第二の疑問、分党論を出した細川さんの狙いは何だったのか。真意は党首の座を寄越せということにあってたのではないかと思う。分党論といっても十分詰めて根回しをした形跡はほとんどない。小沢さんから禅譲、ないし小沢さんを放逐するための思い付きで切ったカードではないかと思われる。

#### 小沢手法

選挙前に小沢さんが細川さんに対し党首を譲ることもあり得るとささやいたとの報道があるが、これもまゆつばだ。昨年暮の新進党党首選後、小沢さん対細川・羽田さんの対立関係は非常に深くなった。今年の夏、新進党人事で細川さんは小沢さんに急接近した。その裏は党首を譲る話ではなく、選挙後、場合によったら新進党の担く首相候補に細川さんを考えているとの暗黙の話があったということだ。それはあり得る話と思う。

小沢さんの手法を思い起こすと、自民党一党支配を崩した後、誰も予想しなかった細川さんを担ぎ出した。さらには、羽田政権崩壊後には自民党の中にいた海部さんを引き張り出して首相候補にした。小沢さんの手法からすれば、細川さんを羽田さんから引き離すため、選挙後にもう一回、細川政権を作る気があるようなおいをかがせたこととは有り得る話だ。自民党と新進党の議席が接近した場合には小沢さんが策を巡らす余地は十二分

にあった。その余地とは小沢さんが自ら政権を取りに行くのではなく、ある人をパペット（あやつり人形）として使う。そのパペットは細川さん。

選挙結果を受けた小沢さんの去就をめぐる報道は大きく割れた。辞任の意向だと突っ走ったのが読売新聞、責任について明確な態度を示していないとしたのは、代表的なところは朝日新聞だが、私はあの方の胸のうちには辞任の「ジ」の字もなかったと見る。新進党がこういう状態になったときに党首の座を退くことは小沢さんにとって政治家失脚を意味する。敗れたとは言え、党首の座にあれば膨大な力ネを握り、人事権を行使できる。

#### 創価学会乗らず

細川さんは党首の座を譲ってもらえると勘違いしていたのではないか。細川さんに対しては、毀誉褒貶（きよほうへん）が激しくて、あの方はどこまでもお殿様、人のために汗をかきたくない。常に自分が主役の座に座っていないならば納得できない人。今度の場合も自分が党首になれば民主党との間もパイプをつなげて、細川さんのいう「ウイングを広げることができると」思っていたし、現在もそう思っていると思う。細川さんは党首の座を奪い取る切り札として分党論を出した。十月二十三日になって創価学会の秋谷さんと会っているが、創価学会が分党論に乗っていない、小沢さん失脚まで一気に突き進んだと思う。

ところが創価学会は乗らなかった。私が「乗らなかった」ということにこだわるのは、創価学会

も新進党と付き合うことに非常に負担を感じるようになったのが実情だからだ。しかしあまりに唐突な話だったので、創価学会という大きな組織ゆえに急カーブを切れなかった。秋谷さんが首を縦に振らなかった一番の理由がそれ。もう一つの理由は、分党論が創価学会が一切関与しないところで持ち上がった。何の相談もなく学会の主体性が発揮できない話として持ち上がったのでウンと言えなかった。

創価学会は新進党に肩入れし過ぎたために、ここ半年余、どう新進党との距離を保って行くかに腐心してきた。新進党との距離の置き方で具体的に現われたのが、今回選挙の小選挙区で、自民党候補を支持したり、新進党候補を全面的に支援しなかったり、という行動だが、創価学会の本音は野党にあまり肩入れするのは良くないということだ。野党の新進党に肩入れしていたばかりに、自民党が政権を取ったときに徹底的に攻められた。ああいう構図だけは困るといことだろう。

#### リーダーの資質

新進党の大山鳴動の中で際だったのは、修羅場になつたら小沢さんは強いということ。新進党本部で行われた最高諮問会議の場は、細川さんの分党論に対して小沢さんは出るなら出て行けと逆手にとつてどう喝したというのが真相と見る。

新進党の総選挙敗北の原因に小沢さんの資質をあげたが、修羅場になれば小沢さん、力は強いが、リーダーとしては大きな疑問符がつく。リー

ダーを突き詰めれば人心収らん術だ。理念、哲学では小沢さんは立派なものを持っていると思うが、事、人心収らんになると根本的な欠陥があるのではないか。

小沢さんの側近と言われる人はことごとく離反し骨の髄まで反小沢になる。なぜか。あの人は派閥全盛時代の田中派で政治家として成長してきたが、このことが重要な要因になっているのではなからうか。親分が白と言えば黒であつてもシロ、サギと言えばカラスもサギ、となるのが派閥の世界だが、小沢さんはわけても鉄の団結を誇った田中派で育ってきた。俺が「右」といえば子分どもは四の五の言わずに黙つてついてこいというのがあの人の政治手法なんだろう。

今度のどたばた劇の最後に、側近・密室政治はいけない、それを改めると羽田さんが言つていて、小沢さんも分かつたと言つたそうだが、側近政治は決して改まることはないと思う。日本人は自分の気持ちを言い表すのに三十一文字なる手法を使う。五七五七七の和歌に託して自分の気持ちを表す。さもなければ五七五でも表せる。ところが小沢さんは五しか言わない。小沢さんに近い新進党の幹部の人が半ばあきれ顔で「五しか言わないのではみんなは解りませぬよ」と述懐していた。しかし、小沢さんにしてみれば、「親分が五と言えば七五五分かれ、ついでに七七までつけろ」といこところだろう。

新進党の大山鳴動劇、ひとまずは治まった形に

なつた。除名処分になつた熊谷さんに、五人前後の人が特別国会召集までには行動を共にすると思ふ。これで済めばいいが、これでは済まないだろう。いずれ小沢さんの手法に対してかなりの人が「もうついていけない」といことになるのは時間の問題と見る。

#### 今度は大騒動に

第二次橋本政権は結局、社民党の参画は得られず、さがげも閣外協力。社民党が閣外ということとで不安定なスタートとなるだろう。しかし、いざれ新進党はまた分裂騒ぎが起き、今度は創価学会も積極的に関与して騒動が大きくなるのではないか。新進党が割れば参院も当然、割れる。自民党が社民党との連立にこだわる唯一最大の理由は参院対策に尽きる。現在、参院で自民党は百十議席しかない。参院の過半数を制しないと安定した国会運営ができない。ところが、新進党が分裂して参院の平成会も割れば、自民党は参院社民党を当てにしなくてもよい局面を迎える。第二次橋本政権は十一月七日、少数与党単独政権で船出して、私たちは「不安定政権」と書かざるを得ないが、早晚、野党第一党の新進党の分裂騒ぎが起き、橋本政権は意外と安定するのかなと、今の時点では見ている。

(本稿は十月二十五日、同盟クラブでの講演会から一部を要約。文責編集者)

## 変わるコメの世界 試される商品としての実力

吉原正昭  
(共同通信金融証券部次長)

戦時立法の食糧管理法が約半世紀ぶりに廃止され、昨年十一月に新食糧法(主要食糧の需給および価格の安定に関する法律)が施行されて一年が経過した。コメの世界は国家による全量管理から部分管理に移行し、規制が大幅に緩和された流通を軸にして大きく変わりつつある。

新食糧法では、政府の役割を備蓄や貿易、需給の基本計画策定などに限定。市場志向を強めて生産・流通の合理化を促している。具体的には流通規制の緩和、政府への売り渡し義務廃止、生産調整の選択制——などで、自由米(ヤミ米)は計画外流通米として公認した。政府米は年百五十万トンをめぐりに備蓄用として買い上げるとどめ、自主流通米を計画流通米(政府米を含む)として流通の中心に据えた。価格は自主流通米価格形成センターの入札で需給を反映させたい考えだ。

中でも販売ルートを広げ、業者の許可制を撤廃した流通規制の大幅緩和は市場経済化への流れを加速させ、生産地を含めたコメ業界全体に影響を及ぼしそうだ。同時に、ウルグアイ・ラウンド合意による部分開放が実施されたことで、業界は国際化への新たな対応も迫られている。

だが、新食糧法には既にはこるびも目立つ。三年連続の豊作に外国産米の輸入や消費不振が重なり、今年十月末の持ち越し在庫が約三百万トと計画の二倍に膨れ上がったためだ。古々米、古米となつた政府米や年々増大する外国産米は売れず、過剰在庫は積み上がるばかり。生産調整を強化しながら、価格が低落傾向を強めていることに農家の不満も強い。「需給・価格の安定」と「規制緩和」のはざままで、早くも見直しを求める声が出始めている。

### 食管制度の崩壊

食管法が廃止に追い込まれたのは、一元的な国家管理が時代の変化に適応できず、制度疲労を来したためといえる。需給均衡後も生産者米価の引き上げが続く、食管会計は膨大な赤字を累積。生産調整の強化は恒常化していた。自由米が大量に出回るようになり、全量管理の形が変化が進む中で、一九九三年には戦後最悪の凶作が発生。二百六十万トンの緊急輸入を余儀なくされ、国産米を求めて長蛇の行列ができる「コメ騒動」が起きても有効に機能できずに、限界を露呈した。しかも九四年十二月、コメの部分開放が発表されて、「一

粒たりとも入れない」自給の建前が崩れ、食管制度の崩壊は不可避になっていた。国家管理は食糧不足時代には有用性があったとはいえ、需給緩和が進んで食生活が多様化するにつれ、存続する意義を失っていったといえよう。

規制緩和をうたった新食糧法も、そうした現実をただ追認しただけにすぎないとの見方もある。消費量の三割にも上る自由米の流通は無視できなくなっており、免許を持たない量販店が名義借りやテナント出店の形でコメを販売したりしていた。また新食糧法の「作る自由」も半ば強制的な生産調整によって規制されたも同然で、「売る自由」にしても需給調整や硬直した入札制度などの下でままたまらない。山崎誠三・経団連農政部長(山種総合研究所会長)は「統制的な考え方や姿勢は変わっていない」と批判する。需給・価格の安定のために基本計画を定め、食糧庁と全農が一体となつて全量集荷し、操作する基本構造は何ら変わっていないというのだ。

### 大手量販店が攻勢

とはいえ、六月から販売業者は許可制から登録制に変わり、卸は「年間取扱量四千ト以上」などの条件はあるものの地域制限などがなくなり、小売りも「人口千五百人に一店舗」などの規制が撤廃されて事業参入は自由になった。卸は二百七十四業者から三百三十九業者に増加。小売り店舗は二倍近い約十七万店に膨らみ、スーパーやコンビニが全店規模で登録したほか、ガソリンスタン

ド、薬局、通信販売、運送、クリーニング店、青果店、酒販店、駅の売店などさまざまな業者が参入。コメ流通業界は生き残りをかけた戦国時代の様相を呈している。

その中でとりわけ目を引くのは大手量販店の攻勢だ。仕入れ先が自由になり、卸を選別・集約化して価格交渉などで主導権を握り、自社登録への転換や本部の一括大量仕入れでコストを削減。全店統一の商品づくりで品質のバラツキをなくし、産地指定や独自ブランドで差別化を進めるなど、消費者ニーズに適応した商品調達や価格競争力の向上に努めている。

東京都消費者センターの八月の調査によると、流通自由化以降、約二割の人がコメの購入先を変え、購入先はスーパーが四一・二%とトップ。次いで米穀店二四・五%、生協一六・〇%と続き、コンビニ、薬局、通信販売などはいずれも一%未満で、小売りの主力はかつての米穀店から量販店に移ってきている。コメ騒動を機に「必要な時に必要な分だけ買えばよい」とする消費者が増えたことも量販店には追い風となっているようだ。商家や卸、経済連との提携を進め、市場支配力を強めている量販店の攻勢に、既存の米穀店の危機感強い。高齢化や後継者難と相まって数年内に店舗が現在の五分の一に減るといふ見方もあり、「専門店としての知識を生かし、きめの細かい販売を進めていく以外にない」(荒田盛一・日本米穀小売商業組合連合会専務理事)と懸命のサバイバ

ルレースを展開している。

#### 卸も整理・再編へ

流通自由化は食管制度下で無風状態だった卸業界をも「想像以上に厳しい状態」(荒井学・全国食糧事業協同組合連合会専務理事)に置いた。地域制限の撤廃や登録制への移行で他県からの卸の進出が相次ぎ、結び付き制度の撤廃で卸を通さない「中抜き」現象も広がっており、仕入れ先の選別から漏れた中小卸などの経営を圧迫している。量販店などの厳しい値引き要求もあってマージンは大幅に低下し、不動産の運営や内部留保の取り崩しで辛うじて経営を維持している卸も多い。

全国食糧信用協会の調査によると、対象二百十八卸(兼業大手を除く)の九五年の経常損益は六一年の調査開始以来初めての五十億円の赤字を計上。協同組合系の中小卸を多く抱える全糧連では「今後、一段と厳しくなる」とみて、二百近い傘下の卸を半分以下に統合する計画で「できるだけ早く再編を進め、経営規模を拡大していきたい」としている。一方、木徳、ヤマタネなどの商人系大手卸は量販店や外食産業の全国展開に合わせて各地に進出。産地での優良銘柄米の確保をも狙い、玄米サイロの建設や精米工場の二十四時間操業など営業活動を活性化させており、卸間の経営格差は一段と広がり、吸収・合併、下請け化など整理・再編への動きが加速している。

また、丸紅などの大手商社も資本参加などの形で卸・小売り事業に参入。量販店や卸、産地との

提携を進め、その資金力、情報力を使って流通チャンネルの垂直的統合を図ろうとしているようにも見える。商社は海外でのコメ栽培にも乗り出しており、二〇〇一年にも予想される輸入関税化をにらみ、将来の本格的なコメビジネスの展開に備えているとみる向きも多い。

#### 産地も流動化

販売競争の過熱化で、産地の売り込みも激さを増している。各地農協は独自ブランドのネーミングや包装にも工夫をこらし、販売先の開拓に力を入れ、消費地にはアンテナショップを設置。新聞やテレビ、ラジオ、電車の中づり広告でもPR、クレジット会社などとの提携やインターネットのホームページ開設などにも取り組んでいる。

九六年産米の作付け面積はトップのコシヒカリが三割台に乗せ、あきたこまちが二位に躍進。売れるコメに生産をシフトする動きも強まっている。コメ余りの中で新潟・魚沼産コシヒカリに代表される一部の人気銘柄は値上がりしているものの、価格低迷を続ける銘柄も多く、産地・銘柄間の価格差は広がる傾向にある。新法で農家の意識もクールになりつつあるといわれ、農協を通さない方が高く売れるとみれば直接販売に回すケースも増え、単位農協や経済連を統合する動きなども絡んで産地は流動化している。

#### 在庫三百万ト

九三年のコメ不足の教訓で導入したという備蓄用の政府米は翌年十一月以降、古米として市場に

出てくるが、鮮度やブランドにこだわる消費者から敬遠され、販売不振が続いている。今年は九四年産の政府米約六十万トンを古々米として売れ残り、一年備蓄した九五年産米百六十五万トンを古米として加わる。全農などの備蓄・調整保管米三十五万トなども売りに出る。政府米は価格が自流水米に比べて割高なことも売れ行きに響いており、九五年産自流水の同じ銘柄が九四年産政府米より安くなる逆転現象も起きている。

十八年ぶりという古々米を含め、三百万ト以上に大量在庫を抱えて「第三次コメ余剰時代」の到来は必至の情勢だ。このままいくと来年十月末の在庫は三百五十万ト、再来年は四百万トに膨らむとの見方も出ている。年々増大する外国産米にほぼ相当する分が積み上がる計算だ。七〇、八〇年代の過去二回の在庫処理では三兆円もの財政支出を余儀なくされた。在庫保有には倉庫代など多大なコストがかかり、三百万トで年間四百五十億円。かといって飼料用などに安値で売却すれば財政負担は膨らみ、新米価格にも影響する。減反を強化しようにも限界にきており、抜本的な対策が求められている。

#### 生産調整は限界

農水省によると、九六年産米の生産調整は十二府県で未達成だったものの、全国ベースでは達成率一〇〇%を確保した。強力な推進運動が効を奏したようだ。新法で生産調整は「自主性を尊重する」選択制になっているが、生産者の申し出を積

み上げるやり方では目標面積が達成できないことから、半ば強制的な割り当てにならざるを得ないという。達成率に応じて補助事業に優先順位をつけるなどの措置も取られたが、水田面積の三割にも及ぶ減反は「これ以上無理だ」との声が生産現場では強い。「作る自由といっても、供給と価格を安定させるためには勝手に作ってよいというわけにはいかない。公平性を確保し、正直者が馬鹿を見ないようにしなければならぬ」(森川喜郎・米穀販売部主食課長)と全農は強調する。

だが農家の間では「減反したのに価格は回復しない」「輸入米受け入れのための生産調整ではないか」などの反発が強く、九五年産米では計画外流通米として流通する量が生産量のほぼ四〇%に上ったともいわれ、九六年産米ではさらに増加する見通しで、食糧庁や全農の苦悩の色は濃い。

自流水センターの入札で決まる価格についても、実勢をよく反映していないとの不満が卸を中心に根強い。大量の余剰米がある中で、値幅制限などのために実勢価格よりも高く落札することが多く、小売り側の値下げ要求が厳しい卸は現行制度の改善を強く迫っている。自流水の大半を握る全農が九六年産米から年間販売契約を原則二カ月ごとの期別契約に変えたことも不満に拍車をかけており、全農は「数量を年間でならし、その時の価格で取引するための措置」と説明するが、「値崩れを防ぐのが狙い」「必要な量が確保できない」と卸は反発を強め、食糧庁や全農のコントロール

ールを受けない取引市場の開設など独自の価格形成に動き始めている。

#### 売れ残る外国産米

ウルグアイ・ラウンド合意で九五年度から始まったミニマムアクセス(最低輸入量)は、二〇〇〇年度には八%、八十五万二千トに倍増する。国内が過剰でも輸入しなくてはならない外国産米は九五年度分のうち約三十万トが売れ残っており、九六年度の五十一万一千トも売れ行きは期待できそうにない。国内産米に影響を与えない、などの理由で政府が徴収するマークアップ(売買差額)を上乗せして販売するため、「安い外国産米の利点が生かされない」という不満が原材料に使う食品業界などに強く、累積する外国産米の処理をどうするかは深刻な問題になっている。

現在、四兆円市場といわれるコメは、食の多様化とともに一人当たりの年間消費量が三十数年前のピーク時に比べて半減しており、今後大きな伸びは見込めそうにない。いきおい、限られたパイをめぐるの激しい市場争奪戦になる。新法の施行でさまざまな矛盾や混乱を抱えながらも、年々増大するミニマムアクセスや輸入関税化への動きとも絡んで、熾(し)烈な競争が展開されていくことになる。コメは日本人にとって主食であることに変わりはないだろうが、食管法下で五十年以上も続いた国家統制の力セからようやく解放されたれつつあり、「物質」から「商品」としての力量が試されようとしているように見える。

## マードック氏が窮地に

TV回線確保で敗訴

世界のマスコミ王、ルパート・マードック氏が二十四時間ニュース専門テレビの開局早々窮地に立たされている。訴訟合戦にまで発展し、結局マードック氏が敗れた。この騒動の背景には、あくの強さではお互いに譲らないマードック氏と二十四時間ニュース専門テレビの元祖、テッド・ターナー氏の確執がある。

ターナー氏が二十四時間ニュースだけ流すケーブル・ニュース・ネットワーク(CNN)をスタートさせるという当時としては破天荒なことをやってのけたのは一九八〇年のことで、米国の三大テレビは問題にもしなかった。しかしソ連の崩壊、湾岸戦争など国際情勢が幸いして、世界の指導者も世界の動きを見るにはまずCNNを見るといった具合で、映像ニュースではCNNの独壇場が続いた。三大ネットワークのシェアが低下するという流れの中で、三大ネットのNBCとコンピュータソフトのマイクロソフト社が出資して今年七月にMSNBCが開局した。

十月にはCNNの親会社であるターナー・ブロードキャスティング社とマスメディアの巨人、タイム・ワーナーの合併が実現した。こうしてCN

Nはタイム・ワーナーの有線テレビ網をフルに使うことができた。この合併には連邦公正取引委員会が、独占排除の観点から、タイム・ワーナーが所有するチャンネルの一部を競争会社に譲ることが条件となっていた。

一方マードック氏も十月七日、第三の二十四時間ニュース・テレビとしてフォックス・ニュース・チャンネル(FNC)を開局、タイム・ワーナーにチャンネルを譲ってくれるよう申し入れた。ところがタイム・ワーナーは、チャンネルをFNCではなくMSNBCに分けたのだ。常々CNNは左翼がかつていと公言してはばからず、それに対抗するには保守的なチャンネルがどうしても必要と考えていたマードック氏にとっては、CNN打倒は執念にもなっていた。これに対して、合併後タイム・ワーナーの副会長となったターナー氏はマードック氏の保守的な政治観を軽べつし、マードック氏は恨みを晴らすために、自分の新聞や雑誌を使っているヒットラーのような人物と言ったり(ただしあとで撤回)、タイム・ワーナーとターナーが合併すれば、年間売上百八十七億ドル(約一兆六百億円)になり、ルパート・マードックなど虫けらのように踏みつぶしてみせると豪語したりした。ターナー氏はかつて新聞は十年後になくなると言って物議をかもしたことがあり、何かと人騒がせな発言で有名。

タイム・ワーナーのジェラルド・レビン会長は新しい同僚であるターナー氏を支持する立場にあ

るものの、これからお互いに商売をやっていく上で、マードック氏の会社であるニュース・コーポレーションをあまり痛めつけることは得策でないと考えている。しかしマードック氏がジュリアーニ・ニューヨーク市長を味方につけて、窮地を突破しようとしたことが、レビン氏の態度を硬化させ、チャンネルを分けるのを拒否するに至った。

ジュリアーニ氏は共和党に属し、もともと政治的には保守派であり、マードック氏と息が合う。しかもマードック氏がマスコミ界の大物であるだけに無視できないという事情もある。市長夫人がマードック氏所有のテレビ局のキャスターをやっているという縁もある。マードック氏は市長のかつての政治コンサルタントを二十四時間チャンネルの会長に据え、市が所有する公共放送用有線テレビをFNCに使わせるよう工作した。

結局訴訟となり、ニューヨーク連邦地裁は十一月六日、ニューヨーク市に対し、FNCが同市の公共放送波を使って放送することはFNCが公共放送でないのでまかりならぬとの判決を下した。

有線テレビの加盟者百万人を持つニューヨークで放送できないとなると、大きな打撃である。各社の有する回線はCNNが圧倒的に多くて六千八百万世帯、次いでMSNBCの二千三百万世帯に対し、ニューヨーク市で放送できないFNCは一千二百万世帯と劣勢。マードック氏が今後どのような奇策を考えているか注目される。

(佐々木謙一＝同盟クラブ会員)

海外情報

## メディア談話室

## 記者クラブの原点は知る権利

権田 萬治  
(評論家)

さまざまな問題提起

新聞・通信・放送の編集・報道局長クラスで構成される新聞協会の記者クラブ問題小委員会で、クラブ問題の抜本的な見直しが進められている。早ければ明年五、六月ごろまでに答申案がまとめられるようである。

日本独特の記者クラブ制度については、これまでも外国人記者から閉鎖性が強く批判されてきたが、この数年は一般市民や国内の第一線の記者、さらには、地方自治体の長からもさまざまな問題が提起されるようになった。

その意味では、新聞協会がどのような新しい考え方を示すのか、大いに注目される。

そういう動きの中で、最近私を含めてさまざまな人々が記者クラブ問題を取り上げているので、この機会に取り上げてみたい。

まず、新聞労連や現場の記者、大学教授などで作っている現代ジャーナリズム研究会編の新聞報道「検証」シリーズ「記者クラブ 市民とともに歩む 記者クラブを目指して」(柏書房)には、さまざまな立場の意見が掲載されており、全体を集約するのは困難だが、新聞労連の北村肇委員長

は記者クラブを「市民の知る権利に奉仕する記者の自治組織」として位置付けようとしている。

記者経験を持つ前坂俊之静岡県立大学教授も、同書に収録されている「記者クラブの歴史と問題点 その改革」の中で、「言つまでもなく、報道機関は市民の知る権利に奉仕するものであり、記者クラブも『国民の知る権利』を擁護するための一つの機関として、『情報公開制度』を実現すべく努力していくものである。『国民の知る権利に奉仕する記者クラブ』へ、真の改革・脱皮が求められているのである」と述べている。

この点については、まったく私も同感である。よく知られているように、知る権利という考え方はAP通信社のケント・クーパーが、一九四五年に初めて主張したものだ。それまでは送り手としての報道機関の言論表現の自由、取材報道の自由ということばかりが強調されていたが、実はそれらはいずれも受け手である国民の知る権利に基づくものであることを明らかにした点で、この考えは画期的だった。

クーパーは、戦時中の米政府の過度の機密保護政策に疑問を抱いて、こういう考えに到達した

が、以後アメリカでは、情報公開法、サンシャイン法など、国民に行政情報を公開する方向の施策が着々と進められた。

だが、日本ではこういふ知る権利の理念が市民の間に定着するようになったのは、最近情報公開が声高く叫ばれるようになってからではないかと思つた。

戦前の制度への反省が不足

戦前の記者クラブ制度は、先進国の中で最も野蛮で過酷な言論統制法制の下で、最終的には大本営発表に象徴されるように、政府の戦争宣伝のための機関におとめられていた。

私は、戦後の日本の記者クラブ制度がさまざまな問題を肥大させた根本的な原因は、こういふ点についての根本的な反省を欠いたまま、いわば技術的に新聞協会の方針として性格が規定されたことであつたと思つた。

終戦の年の十一月七日付の朝日新聞は社長以下編集・論説の最高幹部が辞職したことに関連して「国民と共に立たん」という社告を掲げたが、その中で次のように述べている。

「開戦より戦時中を通じ、幾多の制約があつたとはいえ、真実の報道、厳正なる批判の重責を十分に果し得ず、またこの制約打破に微力、ついに敗戦にいたり、国民をして事態の進展に無知なるまま今日の窮境に陥らしめた罪を天下に謝せんがためである」

こういふ立場に立てば、戦前の記者クラブが、



がんにがらめの言論統制の下で、大本営発表の虚偽の戦況報道を続けた当事者であったことを十分に反省した上で、記者の徹底した意識改革と、その上での記者クラブの新しい方針が策定されなければならなかったはずである。

が、実際にはそうはならなかった。記者クラブの方針はできたが、何のために記者クラブが官公庁の記者室で、取材報道の仕事をするのかについての理論付けは一向に明らかでなかった。

その結果どういことが起こったか。

前坂教授がずばり指摘しているように、結局、建前は親睦機関だからとして他を排除する根拠にしながら現実には取材活動をしているという矛盾を「何とか糊塗しよう」としてきたのが、戦後の偽らざる実態なのである」ということになる。

親睦機関か取材機関か

ところで、現場の記者は昭和二十四年の「記者クラブは親睦機関」であるとす新聞協会の方針を知っているが、現実には取材機関であることの矛盾に悩んでいるように見受けられる。

同書には、『記者クラブ問題を考える市民の集い』の記録が収録されているが、「親睦機関」という協会の方針を援用して、記者クラブを事実上解体して、メディア広報センターを設置するという改革を実現した鎌倉市の竹内謙市長は、その方針に固執しているのに対して、記者側はどちらか

一方、上田泰一は「拝啓 日本新聞協会殿」記

者クラブ』は、誰のため、何のためにあるのか」

(週刊金曜日十一月八日号)で、『記者クラブは取材機関』と規定するようになったら、今後ますますマスコミと行政の癒着が進行してしまうのではないかと疑問を呈している。氏は一方では、論文の前半で、記者クラブが親睦団体という考え方から、「新聞協会加盟外の週刊誌や夕刊紙の記者の加盟を拒否してきた。ここに『記者クラブ』問題の本質がある」と述べており、氏が一体、記者クラブの性格規定をどう考えているのかは必ずしも明らかでない。

少なくとも、私の知る限り、日本の記者クラブ制度が親睦機関であると考えている人には、ほとんど現場の記者の中にも、学者の中にもいないように私は思う。

「日本の記者クラブの形成」という論文の中で山本武利一橋大学教授も、「現在にいたるまで、クラブは親睦機関でなく取材機関として機能していることは、(中略)外人記者排斥問題が如実に示すところである」としている。

取材機関と規定すると、協定などが安易に結ばれるなどの弊害があるというのが、これまでの考え方だったが、親睦機関とすると今度は記者クラブへの加盟やクラブ主催の会見への非加盟の記者の出席を拒否する口実に使われる。

原点押さえた性格規定を

このジレンマを解決する方法はないのだろうか。

この点については、天野勝文、桂敬一ら共編の『岐路に立つ日本のジャーナリズム』(日本評論社)の中で詳細に述べたので、繰り返しになるが、この矛盾を解決するためには、まず何よりも、市民の知る権利を原点として、記者クラブの性格規定を考えることが必要だと思つのである。記者会見を独占したり、協定を乱発することは、国民の知る権利を侵すことであつて、許されるべきことではないし、クラブへの加盟を極端に制限するの、知る権利の抑圧にほかならない。

こつうい原点がしっかりと押さえられていれば、取材機関という性格規定でも私は問題はないのではないかと考える。

濱田純一東大社会情報研究所所長は、「公的機関を情報源とする取材の自由」(民放連研究所編『取材の自由と公的規制を考える』所載)の中で、「記者クラブの存在を正当化する理由は、国民の『知る権利』への奉仕ということしかありえない」と指摘しているが、私も同感である。

現在のところ、新聞協会がどのような結論を出すかは明らかでないが、少なくとも、記者クラブの原点に国民の知る権利があるということ、新しい方針ははっきりと掲げてほしいと思つ。再販制度や、情報公開法問題で、あれほど知る権利を強調したのだから、記者クラブでも是非そうしてみたいし、絵に描いたもちにしないために、その方向での現場の記者の徹底的な研修、意識改革を行うよう併せて期待したい。

## プレスウォッチング

### 国民の「知る権利」と メディアの「説明義務」

今回は、国民の「知る権利」とメディアの「説明義務」に触れてみたい。

インフォームド・コンセント

ファルマシア・アップジョン社の月刊誌「SC OPE」(九月号)を読んで、「医療機関と患者」と「メディアと読者・視聴者」との間の共通点について考えさせられた。

医学報道を対象とする「アップジョン賞」はジャーナリストの間でよく知られているが、同誌も宣伝臭の薄いPR誌として評価が高い。

それはともかく、医師であり作家でもある、なだ・いなだ、見川鯛山、徳永進三氏の座談会「心豊かな医師患者関係」で徳永氏が言っている。

「いま医師が患者さんに病名と今後の治療計画を話すと二〇〇円もらえる。説明に点数がついたんですね。なにか堅苦しいんですね」「確かに若い先生方もきちんと説明します。丁寧に。ちょっと言いすぎかと思っぐらいむずかしい言葉を使って説明するけれど、何か嘘の丁寧さみたいな感じがあって…」

つまり、「インフォームド・コンセント」(患者に対する医師の説明義務)の概念は制度的に普及してきたが、一方それは形式化し、とくに大病院における医師と患者の信頼関係は強くないと嘆いている。

この「インフォームド・コンセント」の理念やそれが投げ掛ける問題は、ジャーナリズムにも当てはまる。メディアにも、読者や視聴者に必要な情報を十分に提供する義務があり、それを尽くすことによって読者・視聴者との間に強い信頼関係が築かれる。

今日のメディアは、「読者・視聴者のニーズ(これはあまりよい言葉ではないが)にこたえる」をモットーにしている。しかしメディアの、「読者に知らせる義務」、つまり「説明義務」は、もっぱらメディア側のペースで進められ、掛け声倒れになってはいないだろうか。

慣用語の落とし穴

最近の新聞記事や放送原稿では、記者や編集者に都合はよいが読者には納得しにくい不自然な慣用語がよく使われる。

例えば「…」という認識を示した。これは「言った」「…」と考えている」より、発言者に重みを付ける効果を生む。政治記事でよく使われる。

経済記事では「不透明」が多用されている。別に「不安」「明るくない」でもよさそうだが、不透明の方が、先行きの暗さが薄められる。かつて「欠陥商品」を「不具合」と言い換えたのと同じ

発想で、経済界の意向に沿いそうだ。

「ナリチュウ」(成り行きが目される)、「うなぎ上り」などの陳腐な表現はこのごろ影を潜めたが、代わって新たに多用されるこうした慣用語は、実は、表現の好みや巧拙より、もっと重大な弊害を内在してはいないだろうか。無意識に使っているうちに、メディアは情報の質や信頼性を損なう落とし穴にはまってしまふ。

そうした意味で、もっとも気掛かりな表現は社会面に登場してくる。「…」としている「や」「…」とされる」などの用法だ。

だが、いつ使い始めたのか定かでないが、最近では朝日や日経の紙面でよく使われている。例えば泉井純一郎氏にかかわる石油取引脱税事件の記事(十一月八日朝日朝刊社会面)では――

八十数行中、この「される」が四回使われている。(「官界やスポーツ界に)派手な接待を繰り返していたとされる」(「巨額の交際費には)政治献金や官僚らとの会合費なども含まれているとされる」という調子だ。

そもそも、「される」とはどいう意味だろうか。

語源は「為れる」だろうが、この種の用法は国語辞典では見当たらない。誰かが「そうした事実がある」と言っている、あるいは、記者の調査では「そうだ」という含みを持たせているようだ。しかし、こうした表現の記事では、そこで指摘された事実を、誰が事実あるいは真実だと裏付け、また保証するのだろうか。

「明らかにした」「みられる」「いわれている」「といつ」を合わせると、この種のあいまいな表現は、この一記事中、十一もある。

これらのセンテンスには主語がない。それは、意図的に、あるいは結果としてニュースや情報の出所 (attribution) を隠すことになる。つまり、読者からみると、記事のなかの主要な情報は推測同様で確証がない。

言語学者は、日本語を「high-context culture」(含蓄が深い、あるいはあいまいさの多い表現方法)の典型だという。構文的に主語を省略できるし、また生活風土や人間関係の便宜から、人々は意図的に主語をぼやかすことが多い。

しかし、こうした表現方法による情報は国際的に通用しにくい。談話の発言者や情報の出所が欠落している記事の翻訳では、外国人記者が苦労している。直訳して、「They say」「It is said」としたのは、うわさ話や伝聞になってしまう。多くの場合、「police said」「according to the sources」「Asahi Shinbun reported」などつけて加えている。

#### アカウンタビリティ

「説明義務」は、政府や経済界の情報公開では「アカウンタビリティ」と表現されている。

行政改革委員会の行政情報公開部会は、十一月一日に、情報公開法要綱案の最終報告書を発表した。要綱案は、法の目的に国民の「知る権利」を織り込むことを避けたが、「政府の諸活動を国民

に説明する責務」を明確にした。この責務を塩野宏部会長代理(成蹊大学教授)は「説明責任」アカウンタビリティ」と定義している(十一月二日朝日朝刊)。

アカウンタビリティもまた、メディアの説明義務を示す概念の一つとして、このごろしばしば話題になっている。情報公開法の理念は、メディアにとつて他人ごとではない。

さすが、この最終報告は各紙が重視した。朝日、毎日、産経、東京は一面トップで扱い、要綱案の内容や反響などの関連記事も詳しい。そうした中、読売はこれを一面の中五段で扱い、要綱案の要旨や解説も極めて簡略だった。

社説では、多くの新聞が「知る権利」に触れ、「知る権利の」保障が盛り込まれなかったのは残念だ(朝日)などとしている。しかし、読売の社説は、この点にも触れていない。

かつて同紙は、情報公開法より機密保護法の制定に熱心だったことがあったが、この時点で「国民の知る権利」や「読者への説明義務」を軽視するはずはないと思っただが。

たまたま、同紙は十月二十五日の朝刊で「国松警察庁長官狙撃を現職警官が供述」の記事を特落ちした。事件に強い同紙のこうした特落ちは珍しい。夕刊で他紙を圧倒する詳しい記事を載せているのを見ると、この情報は同紙も入手していたように見えるが、実際はどうだったのだろうか。

東京新聞のコラム「言いたい放談」(十一月四

日朝刊)で、篤信彦氏は「各社に内部告発の手紙が到着後、警視庁側から『書かないように』という要請」が相当強くあったと聞く」と書いている。

それが事実で、読売が「知る権利」や「説明義務」を無視したとすれば、特落ち問題はさらに深刻だ。篤氏の指摘が事実でないとしたら、読売は反論するなり、読者が納得できる説明をして欲しいものだ。そうでないと、「タテマエで情報公開を叫ぶだけ」(同氏)という批判をかわすことはできない。

#### 欠落した「知る権利」

最後に一つ付言しておきたい。

前記部会は、要綱案の目的に「知る権利」を挿入しなかった理由として、それが「法律用語として確立されていない」ことを挙げた。しかし、それは説得力がない。

わが国の最高裁は、これまで憲法解釈では伝統的に「謙抑的」な姿勢をとってきた。それでも、「知る権利」を憲法規定とみなしている。早く一九六九年十一月二十六日の大法廷決定は「報道機

関の報道は国民の知る権利に奉仕するものである。事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二十一条の保障の下にある」と述べている。

なによりも、立法府が制定することにより法は生まれる。その法案が消極的であつては、だれが「知る権利」を成文化できるだろうか。

(前沢 猛「金沢学院大学教授」)

## 放送時評

### 総選挙報道は全局及第点 TV朝日が企業防衛策

#### 確度高い出口調査

初の小選挙区比例代表並立制による第四十一回衆院選挙は十月二十日、全国三百の小選挙区、比例十一ブロックで投票、即日開票。最終議席の確定こそ二十一日午前四時にずれ込んだが、テレビ各局の「当選」「当確」報道で午後十一時過ぎには大勢が判明した。比例代表制導入ということを考え合わせ、開票事務処理の手ぎわの良さ、テレビの着実なカバーぶりは他国にも余り例を見ないのではないかと思う。

単独過半数には届かなかったものの自民党「復調・勝利」。新進党「後退」、民主党「維持」。社民、さきがけ「惨敗」、共産党「躍進」。五九・六五%という戦後最低の投票率下で戦われ、実現した新しい政界分布図である。

テレビ報道に大過はなかった。だが、テレビ朝日「椿発言問題」、TBS「オウム・ビデオ問題」と続いて国民のなかにテレビ不信の空気が醸成され、五月三十日の衆院通信委員会では日野市朗郵政相が、岩國哲人・前出雲市長のTBS番組出演

を「立候補予定者ではないか。著しく政治的公平性を欠く」と、選挙日程も決まっていない時点で難詰している。また、公示日の十月八日、郵政省はテレビ全社に対し「誤当確報道のないよう」「放送法等の政治的公平、公正性に一層配慮するよう」という内容の要請文書を送った。

こうした状況を受けて、選挙報道に臨んだテレビ側の対政界、対行政、对有権者への緊張感はかつてないほどのものだった。さいわい「誤当確」報道はフジテレビ、日本テレビの二件にとどまり(九三年総選挙十九件)、また政治的公平・公正性の疑われる報道ケースもなかった。テレビ側の慎重、適確な対応によるのだが、郵政省がこれを要請文書の「実効」と思い込み、今後選挙のたびに定番化して行く懸念は大きい。

話題を集めたのは、NHKが選挙期間中「街頭での有権者の声」を取材・放送しない方針をとったこと。方針発表のとき新聞各紙は「反民主的」「メディアの使命放棄」といった識者の意見を徴してこれに反発したが、NHK内部で議論を重ねたすえのこの選択は、建前論はともかく結果的に正解だった。限定された選挙期間中「アトラダムに拾った町の声」をニュースで公平・公正に紹介するのは難しく、世論調査を企画番組でフル活用する方が有意義であり、紙面になるまでに数次のチェックが働く新聞とははつきりメディア特性の差があることを考えれば、欧米先進国でこうしたニュースのアクセサリーの手法が以前から

廃されているのも分かる。

もうひとつ、投票所における「出口調査」の充実、結果の確度の高さは際立った。NHKは全投票所で約四十万人対象、民放も系列局を動員して日本テレビの約三十万人対象以下大がかりに行った。三年前の東京都議選挙でNHKが初めて統計手法を取り入れて実施し、すでに二百九十回を数え、今回の小選挙区に備えて市長レベル選挙でも六十回以上になるこの調査は、こんどで完全に定着したと言っている。

開票前の議席予測は極めて正確。フジテレビが新進党百五十六、民主党五十三とびしやり当てたのには驚かされたが、慎重に幅を持たせたNHK、TBSともその範囲に収まり、他局も及第点をつけられる出来だった。

ただ、激戦の北海道地区で投票しめ切りにメディア側(新聞二社、民放テレビ二社)から一部政党に調査結果が流出するケースが出た。郵政省北海道電気通信監理局は十月二十八日、北海道放送と北海道文化放送の責任者を呼び事情を聴取している。まことに遺憾な話。情報管理の甘さ、地方における「特殊事情」など挙げても弁解にはならない。

#### 新郵政相、民営化に反対

速報、「当確打ち」のスピードレースを詳述しても余り意味はない。日本テレビが午後六時十五分に第一号を打ち、慎重に構えたNHKより一時間ほど早かったこと、そして八時過ぎまではテレ

ビ朝日がリードし、八時半頃からはNHKが優位を保ったままで終わり、結局「NHK強し」の印象を与えたこと、など言っておく。

視聴率面もそうである。プロ野球日本シリーズ第二戦中継をL字型画面を工夫して重ねた日本テレビが、六時半頃からの三時間四三・三%をせしめたのはむしろ当然。開票特番は「お添えもの」にちかく野球中継が終わって一〇%台に下降し、代わってNHKが二二・八%に跳ね上がり、深夜まで一〇%台をキープした。「NHKダントツ」「公共放送の面目保つ」と新聞は書いた。

十一月七日発足した第二次橋本内閣は、選挙での勝利を受け、社民、さきがけ両党が閣外協力の立場をとったこともあって宮沢内閣以来の自民党単独政権。したがって公明、公明、社会、社会と続いた郵政相のポストには旧渡辺派の長老、七十一歳の堀之内久男氏が就任した。九州比例代表、当選七回、宮崎県出身。

終戦前年の四四年に海軍兵学校を出て海軍中尉で復員、「デン粉製造業」で当選した。そして村長、宮崎県議、都城市長を経て七六年衆院初当選。農政通で知られ、衆院農水委員長や宇野内閣では農水相をつとめ、党の関連重要ポストを歴任している。白髪温顔だが、歯にキ又着せぬ硬骨漢で八九年の参院選の際、「女性が政界で使いたいものになるか」と発言、物議をかもした。たたって九〇年の選挙では苦杯をなめ、九三年返り咲いた。防衛問題ではタカ派。防衛政務次官のとき「防衛のすず

め」を出版したが、防衛庁幹部も慌てるような強いトーンだったという。

通信委員もしばらくやつたが、電波・電気通信関係は詳しくない。しかし郵政三事業の分離・民営化には真つ向から反対する。就任直後の記者会見ではこう言つてのけた。「わしの田舎など民間の金融機関はどこにもない。あるのは郵便局だけだ。郵政事業の民営化というのはマスコミや財界の一部から出ている話。国営・非営利の事業に国民は信頼を置いている。「自民党内でも、そうだと云う人はいない。(小泉)厚生大臣があれこれ言つていては閣内が混乱する」(朝日十一・九)そして郵政省が推進するNTT分割・民営化には「心情賛成」の趣。役所には歓迎される大臣と言つてよいだろう。

#### 外部株主の経営関与制限へ

注目されながら年を越すことになるが、ルバー・ト・マードック氏率いる豪ニューズ・コーポレーションと孫正義氏のソフトバンク社が組んで旺文社メディアを買収、「ソフトバンク・ニューズコープ・メディア」を設立してテレビ朝日株式の二一・四%を取得、非常勤取締役二名の派遣を申し入れていた問題について、新しい局面が出た。テレビ朝日側の「防衛策」と言ふべきもので、十月三十日記者会見して伊藤邦男社長は次のように説明した。

すなわち、朝日新聞社など一部大株主から、株主間の事前の取り決めがないまま役員を受け入れ

ると、あとで問題が起こる」と難色が出されたので、株主間協定の締結、文書化を優先させるというもの。同協定には株式譲渡制限、経営執行への関与制限が盛り込まれる見通しで、これに同意しない限りマードック・孫グループの役員派遣は認めないことになり、十一月七日に予定されていた臨時株主総会での選任は延期された。

また一方で、テレビ朝日内で個人名義の株主の法人名義への集中・書き換えが行われ、朝日新聞社が三四・一%で筆頭、東映が二一・八%でこれに次ぎ、マードック・孫グループの二一・四%はトップから三位にダウンした。以下、小学館六・三%、大日本印刷四・八%、講談社一・七%、電通一・六%、博報堂〇・五%。

マードック・孫グループは外国人の非常勤役員派遣を郵政省の示唆を受けたテレビ朝日に断われ、日本人に変更して申し入れており、これは受け入れられるはずだったが、こうしてさらに場面が変わった。伊藤社長は「これまでの株主間にはアウンの呼吸があつて、業務執行に介入せずテレビ朝日をもり立てるといふ姿勢だったが、ニューカマーにはそういう前提がない。支援していただくのはありがたいが、引っかき回されては困る」とどうしても取り決めに文書にする必要がある。企業防衛策と受け取られても仕方がない」(十・三十一日経ほか)と語っている。

(大森幸男「放送評論家」)

## 海外情報

## ロシアでラ・テ局乱立へ

独自文化主張のCATVも

ロシアの放送界は、すべてが国营だったソ連時代と異なり、連邦政府が管掌する全国規模の公共放送は三つのテレビ局、五つのラジオ局プラス対外ラジオ放送「ロシアの声」から成っている。これらとは別に、ロシア連邦内の共和国、州など地域政府が持つ地域公共テレビ・ラジオ会社が九十二社あり、両者はそれぞれ別個の政府基金によって運営されている。

これらの公共部門に対し、中央、地方の民間商業テレビは四百五十二社、同ラジオは二百六社。そのほか地方都市で独自に設立された、官民合同とみられる「都市テレビ」が四十三社、同ラジオが十六社に達している(十月一日現在)。ワレンチン・ラズトキン連邦テレビ・ラジオ局長官は、さらに二千社のテレビ・ラジオ局が民間部門で新規設立されるとの予測を語っている(十月五日付『独立新聞』でのインタビュー)。そうなれば、テレビ局数に関する限り、ロシアは米国をはるかに上回ることになるかもしれない。九四年末現在、全米のテレビ局は一千五百二十、ラジオ局が一万一千七百一だからだ。

ロシアの地方局には数十人ないし数人しか従業員

のいない局もあると言われるが、米国でも地方ラジオ局は多分、同じだろう。そもそもロシアは面積でいって日本の四十五倍、十一時間の時差を持つ米国同様の多民族・多地域国家だ。ソ連崩壊後そこに膨大な一般大衆の情報需要が発生したわけだから「乱立」も当然と考えたほうがよい。

また、とくに商業テレビ・ラジオ局「乱立」の理由としては、新生ロシア出発以来の経済自由化、資源輸出型経済のもたらした資金が国内製造業への投資に向かわないことによって生じた金あまり現象、第三次産業の急成長、無数の広告会社誕生などの経済的背景が数えられよう。

新聞、書籍などの出版業が紙代、郵便料金、運賃の高騰で大きな困難に直面したのに反し、通信衛星、テレビ塔、施設、技術などの旧ソ連の遺産はそっくり放送界に残された。ロシアには高度のロケット製造、打ち上げ技術もあった。軍事用衛星の転用に加え、九四年以来、新たなテレビ衛星「ガルス・シリーズ」五基が打ち上げられつつある。直径60—90センチのパラボラ・アンテナがあれば、新衛星を利用してロシア全土で受信できる。

テレビ・ラジオ局の「乱立」のほとんどは地方都市で起こっている。そのなかには一九八〇年ニューヨークとロサンゼルスの一隅にさやかな契約者を得ることから始まり、今日の隆盛を築いた米CNNたらんと野心を燃やす経営者が現れた。ウラジーミル・シネリニコフ(六)——新聞社を脱サラしてプロダクションを経営、モスクワ市内だ

けに届く小さな商業テレビ局「第三十一チャンネル」設立者の一人となった人物で現在は社長。

昨年二月、放送開始した時の平均視聴率は三%、今は一四%。放送時間も他社並みの長さにしたシネリニコフは、現在の出力二〇キロワットを八〇—一〇〇キロワットに増やし、資金と人材を集め、モスクワ州全体を対象とする「米CNN型ネットワーク」をつくると発表した。電波の発信は「ロシア公共テレビ」のテレビ塔を借りるとしているが、全モスクワ州となれば、電波の到達範囲は州内のリヤザン、トゥーラ、ドゥブナなどの大都市にも及ぶ。

もう一つ、シネリニコフの特色は、このようなCNN型ネットワークをモスクワ州だけでなく各地域につくることが、また、ロシア独自の力でつくることが文化的に重要と主張していることだ。これまでロシアに出現したケーブル・テレビは主にホテル、国際機関に設置され、内容も欧米テレビからの輸入物に限られていた。シネリニコフは、これを彼が個人的に傾倒していたソ連時代からの人権活動家、故サハロフ博士の唱えていた「ユーラシア文化」を守れとの遺訓に沿う道だと言う(十月十二日付『独立新聞』でのインタビュー)。

地域に根ざしたケーブルテレビのネットワークが各地にできれば、それは確かにロシアをはじめとするユーラシア(旧ソ連)の文化擁護となる。テレビ事業の先端分野の開発と最近の愛国主義的傾向がここで不思議な一致を遂げている。

(高橋実二評論家)

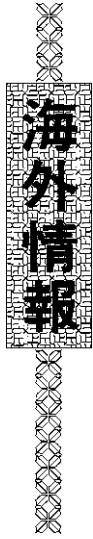
### 旧東ドイツの新聞は半減

統合六年後のメディア地図

一九九〇年十月三日に東西ドイツが統合された結果、マスメディアにとって東西に広がる単一のマーケットが出現した。統合から六年たった現在、ドイツの新聞、特に旧東ドイツの新聞は、どのような状況になっているのか。最新のデータがまとめられた。

統合直前の八九年、西ドイツには三百五十八、東ドイツには三十八の新聞が存在した。ドイツが統合されると、東ドイツの新聞は次々に西ドイツのメディア企業に買収されていったほか、西ドイツのメディア企業などにより多くの新しい新聞が創刊された。その結果、統合ドイツの新聞は一年には四百十紙に増大した。しかしその後、東ドイツ地域の新聞は大幅に減少してゆき、九五年現在でドイツ全土の新聞の数は三百八十一紙に減少した。

ところでドイツでは、すべてのページを自社で編集している新聞は少ない。多くの新聞は、国際・全国・政治・ニュースなどの主要記事が掲載されている一面から数ページ分を、有力新聞からもらい受け、ただ題字だけを変えてそのまま自紙に組み込んでいる。これらの新聞はマンテルツァイ



トゥング(マント新聞)と呼ばれる。

こうした有力紙とそれを取りまくマンテルツァイトゥング群をまとめて「ジャーナリズム単位」と呼ぶが、南部の都市ウルム発行の「ジュートヴエスト・プレッセ」のように、マンテルツァイトゥングを二十紙もかかっているような例もある。

このジャーナリズム単位の変化をみると、八九年には旧西ドイツに百十九、旧東ドイツには三十七の単位が存在した。九一年にはこれが百五十八単位に増大したが、九五年には百三十五単位にまで減少している。

では、こうした変動のなかで旧東ドイツの新聞はどのような変化をとげたのか。かつて三十八紙を数えた新聞のうち、今日では約半数が存続しているに過ぎない。しかしここで目立つのは、かつての国家政党であった社会主義統一党の機関紙が占める支配的な地位である。同党は中央機関紙の下に十五の地区機関紙を発行していたが、この十五紙がすべて今日も存続している。この結果、八九年に社会主義統一党の地区機関紙は旧東ドイツで八八・二%の発行部数シェアを占めていたが、九五年には九一・六%に増大した。

このような状況を生んだのは、東ドイツの企業の売却を一手に手掛けた信託公社が同党の地区新聞をそのままの形で、西ドイツの大型メディアに売却する方針を取ったことによる。この結果、これらの新聞の多くが今日、大新聞のなかに名を連ねることになった。次表にみるとおり、発行部数

ベストテン十紙のうち四紙までが旧社会主義統一党の地区機関紙である。

- 一、ビルト(西・ハンブルク)四百三十九万部
- 二、ヴェストドイツチエ・アルゲマイネ・ツァイトゥング(西・エッセン)六十二万部
- 三、フライエ・プレッセ(東・ケムニッツ)四十八万部
- 四、ミッテルドイツチエ・ツァイトゥング

(東・ハレ)四十二万部

- 五、ゼクシツシエ・ツァイトゥング(東・ドレスデン)四十一万部
- 六、ジュートドイツチエ・ツァイトゥング

(西・ミュンヘン)四十万部

- 七、フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング(西・フランクフルト)三十九万部
- 八、ライニツシエ・ポスト(西・デュッセルドルフ)三十五万部
- 九、マクデブルガー・フォルクスシユティンメ

(東・マクデブルク)三十二万部

- 十、ハンブルガー・アーベントブラット(西・ハンブルク)三十一万部

こうしてドイツの新聞の現状は、旧東ドイツ信託公社のメディア政策の産物といった面がある。

なお、かつて百万部を超した社会主義統一党の中央機関紙『ノイエス・ドイツチエラント』は現在「社会主義新聞」を副題に掲げる独立の新聞として存続するが、部数は七万九千部にまで低迷している。

(広瀬英彦「東洋大学教授」)

## 海外情報

## 中国、マスコミ交流に規制

訪中記者団派遣中止の背景

新聞協会は十月十四日、日中記者交流計画に基づき毎年実施している訪中記者団の派遣を、今回に限り中止することを決めた。中華全国新聞工作者協会が十一日、尖閣諸島や靖国神社を巡る報道を理由に、産経新聞社からの参加を断る旨を伝えてきたため、編集委員会が協議した結果、言論・報道の自由と計画の互恵・平等の原則に反するとして記者団派遣そのものを見送ることにした。

同計画は、一九八二年以来、相互理解の促進などを目的に毎年記者団を派遣しあっているもので、今年で十五回目になる。中国側は四月に來日しており、今回は二十日から十五日間、日本記者団が訪中、「農業・食糧需給」などをテーマに視察する予定だった。

工作者協会からの手紙は、「産経新聞は、最近、靖国神社、釣魚島（尖閣諸島）などの問題の報道で、中国人民の感情を傷つけ、中日両国人民の友好を損なう言論を発表している」として、遺憾の意を表明する内容だったが、問題個所の具体的な指摘などはなかった。

推測の域を出ないが、中国側の決定は、工作者協会が独自に行ったものではなく、共産党・中央

宣伝部など上部組織の指示を受けてのものと思われる。

推測の根拠は、(1) 工作者協会は、産経新聞を含め、一度は、全員に招請状を送付している。(2) 産経受け入れ拒否決定直後(二十四日)に、工作者協会の理事会が開かれ、主席(代表)から国際連絡部長まで入れ替わる大がかりな人事異動が行われたが、交替期の指導部にこれほどの重大事を独自に決定する力があると思えない点である。

では、なぜ宣伝部などが、この時期、かくも強い意志表示をしなければならないのか。これも直接的証拠のない話だが、(1) 台湾の李登輝総統訪米以来、江沢民政権としては「国家意識」「主権意識」を強く内外にアピールする必要があるとされている。(2) 九七年香港返還を前に、香港市民も含め、民衆の「愛国」「民族主義」「エネルギーを制御可能な範囲にとどめつつ、最大限活用したい意思がある」ということは指摘できよう。

江沢民政権はこのところ、こうした背景から、国内マスコミ統制強化の方針を打ち出しているが、今回の「事件」もこの方針の延長上に発生しているように思えてならない。

ところで、地域間マスコミ交流といえば、中台間でも注目すべき動きがあった。すなわち、台湾側による「中国記者の台湾常駐認可」方針の決定である。

台湾の対中国政策決定機関である行政院大陸委

員会が十一月四日、中国記者の来訪手続きなどをさだめた法案を採択したもので、中国記者は最高二年まで常駐することを可能とした。また、同法には、台湾内の交通、保険、納税などに利便を図ることもあった。

同委員会は、今年七月、中国記者の常駐認可の大枠方針を決め、以来、具体的な規定を検討してきた。

中国側は、台湾の記者の来訪を認めつつも、常駐は許していないため、今回の決定は、台湾側の一方的な開放宣言と言える。

同委員会は、十一月中にも申請を受け付ける方針だが、今のところ、この画期的な「マスコミ交流」構想も、現実には時間がかかりそうだ。

そのあたりの事情を台湾・中国時報の愈雨霖記者は、四日付同紙上で次のように解説している。「今回の措置に中国側が積極的に反応するかどうかが見極めるには、相当の時間がかかる。中国側の個々の媒体社が訪台したくないのではない。中央宣伝部をはじめとする管理当局がマスコミ間の頻繁の往来をさせたくないのだ。兩岸マスコミ交流にとって最も有利な時期はすでに過ぎていく。共産党が兩岸関係をますます『政治化』させつつある状況では、マスコミ交流は台湾側がしかけた『和平演変』戦略と見なされてしまう」

いかに政治化の度合いを薄めるか、マスコミ交流の新たな課題である。

(木原正博「新聞協会編集部」)



## 高村光太郎さんの手紙

吉野 元

(共同通信社社友)

この間、古い郵便物を整理していたら、昭和二十二年一月二十二日付の高村光太郎さんの手紙が見つかった。



詩人萩原朔太郎の生れ、育った前橋で青春をかまえた私は、朔太郎の詩にかぶれて、二十才(はたち)ごろから詩らしきものを手にかざしていた。例えば、利根川畔の落日とか、若い緑が光る春の櫛(けやき)並木とか、縁日のほこりくさい雑踏、とかいったものを、素朴な言葉で書きつらねれば、「それが詩だ」といつきわめて初歩的な考えで詩を作っていた。

そういう時に、高村さんの詩にめぐりあった。いかにも彫刻家らしい硬質の韻律法で詩を造型するその手法をまねて、高村さんの詩みたいな詩をいくつか作った。しかしおおよそ芸術は、亜流ではなくて、オリジナルな「時間」を創造しなくては、その「存在」はあり得ないことを知り、たとえ稚拙でも、自分の「言葉」で詩を作ることにした。

といつても、光るような詩がすぐ作れたわけ

はない。少しずつ人間の生きる「意味」が分かるようになったころには、三十才になっていた。

ようやく社会が見え、政治が見え、人間が見え——という具合に、いろんなものが見えてくるようになった。そこで、昭和二十二年の正月休みに作った詩を、いちど高村さんに批評していただく、と思った。とはいえ、いきなり、「詩を読んで下さい」と送りつけるのは、あまりにも無礼だと思つたから、「これで、日用雑貨でも」と少しばかりの金を同封した。

そしたら、間もなく高村さんから「同封されたものはちよつとお受取りにくいので、また同封します。どうぞあしからず。山の中なのでほとんど金はいらぬのです」と、小為替が送り返されてくると同時に、次のような批評をいただいた。



おてがみ落手、拝見。「歴史」といふ詩はおもしろく読みました。この逆説はなかなか痛く、終りにいって急に内側のものが頭を出してくるところ感動的であり、悲しくもありません。小生もいま長いものを書いてみますが、なかなかまとまりません。

それでは、このまま詩を書き続ければいつかは詩人になれるのだろうか、と私は高村さんの手紙

を読んで、胸はずむ思いだった。その後、詩を作ると高村さんに送って、読んでいただいた。



「半日」といふ詩をおもしろく読みました。が、このガラスのハコなかなかあぶないです。原子エネルギーを各国で研究してある世代ですから、コワレナイガラスを造つてください。今日もまた吹雪です。随分つもりました。

これは、昭和二十二年三月九日付の八ガキだが、この八ガキは、昭和三十一年の第一期と平成六年から始まった第一期の「高村光太郎全集」(筑摩書房刊)に収録されているが、最初にかかげた手紙は載っていない。どこかにしまい忘れてしまったからである。

それというのも、昭和二十三年ごろから小説に惑できている間に、ひとりで詩から離れていったからだ。その上、昭和三十一年四月二日に、高村さんがお亡くなりになると、まったく詩を作らなくなった。もしあのままずっと詩を作り続けていたら、これでも詩人のはしくれになっていたろうか、と思うことがある。

平成八年

新聞通信調査会報総目次

【メディア談話室】は権田萬治、【プレスウオッチング】は九月号まで武市英雄、十月号から前沢猛、【放送時評】は大森幸男の各氏が執筆。【海外情報】の執筆者陣は、佐々木謙一、高橋実、広瀬英彦、木原正博（順不同）の各氏。

一月（第三九八号）

エリツイン後に動くロシア 岡田 充  
オウム報道に見るメディア 中郡英男  
同盟叢書第一号「原子爆弾」 西山武典  
九六年の産業界展望 稲田好美  
電通、同盟時代の京城 坂田東助  
【メディア談話室】情報公開法に報道界は関心を【プレスウオッチング】受け手の信頼回復を【放送時評】多チャネル時代到来【海外情報】企業の論理を最優先 ロシア、地方紙再編に着手 欧で公共TVシエラ低下進む 返還後の自由の中味が問題

二月（第三九九号）

橋本新政権と今後の政局 増山栄太郎  
在京六紙の正月紙面概観 武市英男  
総決算期迎えた日米関係 佐藤信行  
共同の電子編集システム完成西俣総平  
財政難に苦しんだ新聞聯合 西山武典

三月（第四〇〇号）

【メディア談話室】電子新聞の可能性と問題点【放送時評】共感呼ぶNHKの配慮【海外情報】下院選とロシアのマスコミ 国境越え民間TV支配へ 香港の新聞価格戦争深刻化 年頭所感  
動き始めた首都機能移転構想 藤村正  
ひつ迫に向かう世界の食糧需給黒崎誠  
麻薬王帰順など治安に自信大野圭一郎  
需要増える予定情報 山田正弘  
作家の年賀状 吉野 元  
【メディア談話室】記者クラブ改革の問題点【プレスウオッチング】欲しい視点の総点検【放送時評】抑制型NHK予算成立へ【海外情報】米で情報通信改革法成立 電子情報網づくりに動く 巴りの日刊紙一紙が廃刊 報道界の思想引き締めへ

四月（第四〇一号）

景気の動向を占う 坂本 栄  
心の報道を考える 朝田富次  
アツと驚く数字の変遷 寺山義雄  
【メディア談話室】法廷写真取材の自由拡大を【プレスウオッチング】記者教育に歴史と倫理【放送時評】オウムビデオ事件法廷に【海外情報】すねた記者の態度が問題 情報の非公開リスト作成中 欧州にデジタルTV時代到来 過熱した台湾総統選挙

五月（第四〇二号）

韓国総選挙の焦点 後藤文夫  
メディアの職業倫理を考える 前沢猛  
純粹アマから商業主義へ 加藤博夫  
【メディア談話室】電子新聞時代の幕開け？【プレスウオッチング】欠落する報道の倫理【放送時評】一過性でない自浄作用を【海外情報】内容よりも利益優先経営に 信用得てきたロシア世論調査 全独紙三割の支配権確保 三割が不公平感抱く

六月（第四〇三号）

現状維持求める台湾の民意志村規矩夫  
実証された自浄能力の限界 中郡英男  
アイデア勝負の拡販大作戦 岡本 登  
【メディア談話室】改めて考える人権と犯罪報道【プレスウオッチング】避

七月（第四〇四号）

けたい自国価値中心【放送時評】六十年ぶり米通信法改正【海外情報】NYでし烈な部数競争 ロシアで高まる視聴率批判 仏の新聞王死去で波紋 求められる役立つ情報  
オーロラを見る・知る・驚く 深瀬和巳  
著作権状況変えるデジタル 赤尾光史  
存在感薄れた春闘の行方 師岡武男  
西郷従吾さん 小野寺百合子  
【メディア談話室】鎌倉市記者クラブ改革の教訓【プレスウオッチング】もつと未来占う記事を【放送時評】再登板の志甫会長に期待【海外情報】底が浅い大統領選報道番組 英語が欧州標準言語に 香港で親中国系記者組合発足

八月（第四〇五号）

鳩山新党、政界の目にも？ 井芹浩文  
権力からの自立と放送 松田 浩  
開示請求は「国民の権利」 舟橋良治  
【メディア談話室】ミステリー中の敏感女性記者【プレスウオッチング】問われる企業倫理の実践【放送時評】力量問われる郵政新布陣【海外情報】マードック・ショック走る 共産党は公平に扱われたか 急進左翼紙に見る時代の変転 台湾、放送局処分に波紋 通信社人事

九月(第四〇六号)

目前に迫った香港返還 児玉伸昭  
国際通信社への道はるか 佐々木坦  
情報戦解明に国際会議 稲葉千晴  
【メディア談話室】英国にもあつた誘



拐報道協定【プレスウオッチング】量  
より質向上の時代に【放送時評】来春  
にも個人視聴率実施が【海外情報】  
買収「百周年」を祝う 中、露で進む  
国家情報公開 メディア王独放送界に  
進出 中小規模紙の伸び目立つ

十月(第四〇七号)

五輪支配した過剰商業主義 石川 聰  
共同社史編さんを終えて 矢島重巻  
「時事通信社五十年史」 関口 実  
外国人が見つけた日本の心 佐藤恵子  
【メディア談話室】記者クラブと便宜  
供与【プレスウオッチング】論調の多

様化が鮮明に【放送時評】民放恒例秋  
の番組改編【海外情報】日曜新聞を  
週日版と合併 若きキャスターの登場  
電子時代でも雑誌が健闘

十一月(第四〇八号)

日米安保と沖縄基地 野上浩太郎  
危機管理とリスク情報 伊藤力司  
対日処理案を的確に見通す 西山武典  
【メディア談話室】インターネットと  
ポルノ表現【プレスウオッチング】ア  
ジアの情報日本から【放送時評】パ  
ーフェクトTVが始動【海外情報】二  
年まで着実に成長 ロシアに情

報公開法への動き 活気呈すポーラン  
ド新聞界 日本より長い新聞閲覧時間  
十二月(第四〇九号)  
意外に安定? 橋本新政権 岸田郁弘  
変わるコメの世界 吉原正昭  
高村光太郎さんの手紙 吉野 元  
【メディア談話室】記者クラブの原点は  
知る権利【プレスウオッチング】メデ  
アの「説明義務」【放送時評】総選挙報  
道は全局及第点【海外情報】マードッ  
ク氏が窮地に ロシアでラ・テ局乱立  
へ 旧東ドイツの新聞は半減 訪中記  
者団派遣中止の背景

### 調査会だより

恒例の「岩永裕吉、古野伊之助両社長ならびに  
物故同盟関係者を偲ぶ会」は十一月六日(水)正  
午から東京・平河町のマツヤサロン(全共連ビル  
六階)で開いた。上段写真。会場正面の祭壇には  
両社長ならびにこの一年間の物故者二十一人の遺  
影が菊花に飾られて並び、左手に遺族席。桑田琢  
磨同盟クラブ理事の司会で黙とうの後、渡辺孟次  
同盟育成会理事長があいさつ。次いで新井正義新  
聞通信調査会理事長の発声で献杯して懇親会に移  
り、故人を偲び、往時を懐かしみながら午後二時  
近くまで懇談が続いた。参加者は遺族の方十一人

も含め百四十九人。

共同通信社友会(堀義明会長・会員九百九十七  
人)の第三十九回総会は、十一月一日(金)午後  
三時から東京・霞が関ビル三十三階の東海倶楽部  
で、四百人を超える会員が出席して開かれた。席  
上、平成八年度米寿・喜寿会員三十九氏の氏名お  
よびお祝い品(ひざ掛け)贈呈が紹介され、成田  
安賢氏が代表して謝辞を述べた。  
米寿会員(九氏) 蠟山芳郎、高橋福、大星石  
松、中村信、川崎正雄、上原正吉、得能益忠、山  
田清一郎、久保木菊伊、喜寿会員(三十氏) 成  
田安賢、百瀬三郎、中島義治、内ヶ崎良太郎、岡  
田喜助、高橋知代乃、三浦祐起、高橋四郎、前川  
治、本田顕吉、池田將親、中川幸太郎、鈴木哲

新年互礼会は一月十四日(火)

新聞通信調査会・同盟育成会・同盟クラブ共催の「新年互礼会ならびに喜寿の祝い」は平成九年一月十四日(火)正午から二時まで東京・内幸町の日本プレスセンタービル十階ホールで開きます。

(前ページ下段から続く)

夫、橋場儀作、寺山義雄、長谷川広栄、石井栄一、塩見和夫、藤村徹、大林秀、山根英夫、松田新一郎、青木恭之助、今田彥、齋藤清、井上充

「七番日記」の(十一)

一茶は、その後もあの土蔵の二階に住んで居るが、しばらくして妻きくを失い、前後して、まま母も、無くなると、彼は、三人の子供をつれて、なつかしい母屋へ移る。

ここで彼も、いささか元気に成り、母屋の前に咲いている——草などをむしる馬の様子を見ながら——

わが草にどたどた馬のやいと哉

などと歌う。ここに、やいととは、現在のおきゆと云う意味である。

その後、一茶は、二番目の妻に、越後の侍の

子、山田一郎、原沢幸子、田中隆彦、岡部肇(いずれも誕生日順)

新聞通信調査会は十一月二十六日(火)午後一時半から同盟クラブで、瀬川清茂氏(共同通信社外信部長)を講師に招き、混迷するロシアの現状」と題する講演会を開いた。

【新住所】

214 川崎市多摩区三田四三三—一 四—三〇六

(電)〇四四—九三三—二九一〇 水上 勇

【悲報】

葛山 昭夫氏(元時事通信社松山支局長)心不全のため十月二十二日死去。八十九歳。喪主は長

娘——二十五才の田井ゆきを迎える。ところが彼の女は、一茶の夜の攻撃が、あまりに強烈なので、これでは、身が持たぬと観念し、三ヶ月ばかりにして、里へ帰ってしまふ。

その後、一茶は、ただ俳句一筋の日を送り

我里はどうかすんでもいびつ也

鶯が呑ぞ浴るぞ割付水

麦に菜にてんでん舞の小てふ哉

梅さくや我にとりつく不性神

(新井生)

男耕治氏。自宅は松山市正円寺一七—二四

目次(十二月号)

意外に安定? 橋本新政権 1
岸田 郁弘
変わるコメの世界 4
吉原 正昭

【メディア談話室】

記者クラブの原点は知る権利 権田 萬治 8
【プレスウオッチング】
メディアの「説明義務」 前沢 猛 10
【放送時評】

総選挙報道は全局及第点

大森 幸男 12

【海外情報】

マドック氏が窮地に 佐々木謙一 7

ロシアでラ・テ局乱立へ 高橋 実 14

旧東ドイツの新聞は半減 広瀬 英彦 15

訪中記者団派遣中止の背景 木原 正博 16

高村光太郎さんの手紙 吉野 元 17

平成八年新聞通信調査会報総目次 18

【調査会だより】

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とモ)
発行所 財団法人新聞通信調査会

(〒105)東京都港区虎ノ門一—五—一六

電話(三)三五九三—一八(代)

振替口座 一一一—四—七三四六七番

印刷所 株式会社 太平印刷社